

委託契約書

福島県（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）
とは福島県税務システム移行支援業務について、次の各条項により委託契約を締結する。

（委託業務の名称）

第1条 委託業務の名称は、「福島県税務システム移行支援業務」という。

（委託料の金額）

第2条 委託料は、
（うち消費税及び地方消費税の額
円）とする。

（契約期間）

第3条 この契約は、契約締結日から令和11年12月28日までとする。

（委託業務の仕様等）

第4条 乙は、別紙福島県税務システム移行支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、第2条に定める委託料をもって、第3条に定める期間（以下「契約期間」という。）中に、頭書の業務（以下「委託業務」という。）を行うものとする。
2 第1項の仕様書に明記されていないもので、委託業務の履行に必要があると認められる事項については、甲乙協議してこれを定める。その他軽微なものについては甲の指示によるものとする。

（契約保証金）

第5条 乙は、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第228条第1項の規定により、頭書の委託料の額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
2 乙は、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）により前項の契約保証金を納めるものとする。
3 乙は、財務規則第228条第2項に規定する担保の提供をもって第1項の契約保証金の納付に代えることができる。
4 甲は、乙が財務規則第229条第1項に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

（権利義務の譲渡等）

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託)

第7条 乙は、この契約の履行について、業務の全部又は一部（主たる部分に限る。）を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、業務の一部（主たる部分を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、名称、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性、その他甲が必要とする事項を記載した書面を甲に提出し、承諾を得なければならない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 3 前項の規定により甲の承諾を得て業務の一部を第三者に再委託する場合、乙は、当該第三者（以下「再委託先」という。）に対し、この契約により乙が負担する義務と同等の義務を課すとともに、再委託先の義務の履行その他の行為について一切の責任を負うものとする。

(着手届及び業務責任者の届出)

第8条 乙は、委託業務に着手したら速やかに仕様書別紙1「着手届」を提出しなければならない。併せて、委託業務の業務責任者を、仕様書別紙2「業務責任者報告書」により提出しなければならない。業務責任者を変更したときも、同様とする。

(運搬責任)

第9条 委託業務における資料等及び納入すべき成果品の運搬は、別に定めるもののほか乙の責任で行うものとし、その経費は乙の負担とする。

(委託業務実施状況の調査)

第10条 甲は、必要があるときは、委託業務実施状況を乙に報告させ、また自らその状況を調査することができる。

(委託業務内容の変更等)

第11条 甲は、必要があると認めるときは委託業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において、委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面にて変更契約を締結する。

- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対し損害の賠償を請求することができる。この場合の損害の賠償額については、甲乙協議して定める。

(検査及び引渡し)

第12条 乙は、委託業務の履行実績について、各会計年度の末日までに、仕様書別紙3「完了報告書」に成果品を添えて、甲に対して遅滞なく提出しなければならない。

- 2 前項の規定は、契約期間の最終会計年度の業務については、「各会計年度の末日」を「契約期間の末日」と読み替えて適用するものとする。

- 3 甲は、第1項の完了報告書を受理したときは、その日から起算して10日以内に検査を行わなければならない。
- 4 乙は、前項の検査の結果、不合格となった成果品について補正を求められた場合は、乙は遅滞なく当該補正を行うものとし、これに要する経費は乙の負担とする。
- 5 乙は、前項の規定により命ぜられた補正を完了したときは、甲に第1項の様式に準じて補正完了届を提出し、再検査を受けなければならない。この場合の再検査の期日については、第3項の規定を準用する。

(委託料請求及び支払方法)

第13条 乙は、前条第3項又は第5項の規定に合格したときは、適法な請求書により、甲に対して委託料の支払いを請求することができる。なお、各会計年度の委託料については、別記2のとおりとする。

- 2 甲は、前項の規定により支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。
- 3 甲の責めに帰すべき事由により、前項の規定による委託料の支払いが遅れたときは、乙は甲に対してその遅延期間の日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率で計算した額(100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)の遅延利息の支払いを請求することができる。

(契約不適合)

第14条 甲は、委託業務及びその成果品に関して契約又は仕様書の内容に適合しないもの(以下、「契約不適合」という。)があるときは、乙に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の規定による契約不適合の修補又は損害賠償の請求は、契約不適合があることを確認した日から1年以内に行わなければならない。
- 3 第1項の規定は、契約不適合が仕様書の記載内容、甲の指示等、甲の責に帰すべき事由により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその記載内容、指示等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(天災その他不可抗力による損害)

第15条 乙は、天災その他不可抗力により、履行期限までに、委託業務を完了することができないことが明らかとなったときは、甲に対して遅滞なく、その事由を付した書面により履行期限の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数及びその損害の負担は甲乙協議して定める。

(損害負担)

第16条 委託業務の実施に関して発生(第三者に対して与えた損害を含む。)した経費は、

乙の負担とする。ただし、その損害が乙の責めに帰すことができない場合には、その負担は甲乙協議の上定める。

(有償延期及び遅延利息)

第17条 乙の責めに帰すべき事由により、履行期限までに委託業務を完了できない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めたときは、甲は乙から遅延日数1日につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の遅延利息を徴収して履行期限を延長することができる。

(協議解除)

第18条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

(甲の解除権)

第19条 甲は、乙が次の各号に該当する場合には、この契約を解除することができる。

- (1) 委託業務を履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 着手日を過ぎても委託業務に着手しないとき。
- (3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (4) 乙又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、甲の検査の実施に当たり、検査を行う者の指示に従わないとき、又はその職務を妨害したとき。
- (5) 第7条の規定に違反したとき。
- (6) 第25条又は第26条の規定に違反したとき。
- (7) 第22条第1項各号の規定に該当したとき。
- (8) 乙の成果品の品質不良、作業遅延等乙が提供する委託業務が一定水準を満たさず、契約の目的を達することができないと甲が認めたとき。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。
- (10) 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる

とき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

(11) 前各号に定めるもののほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと甲が認めたとき。

(乙の解除権)

第20条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、この契約を解除することができる。

(1) 第11条の規定により、甲が成果品の提出を中止させ、又は中止させようとする場合において、その中止期間が3ヶ月以上に及ぶとき、又は委託期間の2分の1以上に及ぶとき。

(2) 第11条の規定により、甲が契約内容を変更しようとする場合において、委託料の額が3分の2以上減少するとき。

(3) 甲が契約に違反し、その違反により成果品の提出が不可能になったとき。

2 甲は、乙が前項の規定により契約を解除する場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この賠償額は、甲乙協議して定める。

(契約が解除された場合等の違約金)

第21条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として契約金額又は契約解除相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

(1) 第19条の規定によりこの契約が解除された場合（第19条第7号の規定により解除された場合を除く。）

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第17条の規定に基づく履行期限又は契約期間の延長があった場合において、甲が第19条の規定により契約を解除したときは、乙は、第1項の違約金に当初の履行期限の翌日から甲が契約の解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（談合による損害賠償）

第22条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、第19条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認められる場合はこの限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲はその超過分に対して賠償を請求できるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（契約解除の場合における既納物件の取扱い）

第23条 第18条から第20条までの規定により、契約が解除された場合において、成果品の履行部分があるときは、甲は、当該履行部分を検査の上、相当と認める金額を支払い、その引渡しを受けることができる。

（契約解除の場合における資料等の返還）

第24条 第18条から第20条までの規定により、契約が解除されたときは、乙は委託業

務の履行に用いたすべての資料等を速やかに甲に返還しなければならない。

(個人情報の保護)

第25条 乙は、この契約による委託業務を行うために個人情報を取扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が故意又は重大な過失により前項の規定に違反し、県税行政の信頼性を著しく低下させたと認めるときは、乙に対して損害賠償の請求を行うことができる。

なお、損害賠償の請求額は、甲が負担した額とする。

(機密保持義務)

第26条 委託業務上知り得た機密の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」第2第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「個人情報」とあるのは「機密」と、「個人情報の保護」とあるのは「機密の保持」と読み替えるものとする。

2 乙は、機密を善良なる管理者の注意を持って管理し、かつ、他の情報と区別して厳重に保管しなければならない。また、本委託業務を行うための必要最小限の責任者及び作業従事者以外に機密を開示してはならない。

3 乙は、機密の運搬中の管理責任を有し、盜難、滅失、破壊等が生じないよう十分な対策を施さなければならない。

4 第1項から第3項までの規定に違反した場合については、第25条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第1項から第3項まで」と読み替えるものとする。

5 乙は、本委託業務を担当する作業従事者に対して、機密保持に関して適切に指導・監理しなければならない。

6 甲は、必要に応じて本委託契約における乙の機密保持の状況を監査し、聴取し、又は指導することができる。なお、その場合は、乙は遅滞なく、指導に応じなければならない。

(甲による監査)

第27条 甲は、福島県情報セキュリティポリシーに基づき、その遵守について、定期的又は隨時に監査を行うことができるものとし、乙はこれに協力し必要な情報を提供しなければならない。ただし、監査の対象事項及び方法の詳細については、甲乙の間で別途協議して定めるものとする。

2 甲は、前項に規定する事項以外の事項に対しても、本委託業務の実施状況等を調査するため、甲が必要とする事項を監査できることとし、乙はこれに協力し必要な情報を提供することとする。この場合は、前項ただし書を準用するものとする。

(遅延利息等の相殺)

第28条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを委託料と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴すること

ができる。

- 2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金に係る債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。
- 3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

(著作権の譲渡等)

第29条 この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 乙は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の2（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次著作物の利用に関する原著作者の権利）に規定する権利を、甲に無償で譲渡するものとする。
- (2) 乙は、甲の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができない。

(苦情検討委員会からの要請等)

第30条 甲は、福島県政府調達苦情検討委員会（以下「苦情検討委員会」という。）から契約停止の要請を受けた場合は、契約の執行を停止することができる。

- 2 甲は、苦情検討委員会から、契約を破棄する提案が出されたときは、契約を破棄することができる。

(契約書作成等の費用)

第31条 この契約書及びこの契約を履行するために必要な書類等（DVD-Rその他の電子的手段により作成・記録された媒体を含む。）の作成に要する費用は、乙の負担とする。

(受託者の義務)

第32条 乙は、本委託業務の履行について法律上事業主としての全ての責任を負うものとする。

- 2 乙は、その使用人に対し労働基準法及びその他労働関係法令上、使用者としての全ての義務を負うものとする。

(補則)

第33条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義が生じたとき、又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、甲及び乙は、信義誠実の原則に従い協議の上定める。

(紛争の解決方法)

第34条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

(書面契約による場合)

この契約の証として本契約書2通を作り、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

(電子契約による場合)

この契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の2に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

(以下は該当する場合に記載すること)

なお、この契約書への発注者及び受注者の電子署名日が契約書に定める契約の履行開始日より後の日である場合にあっても、本契約の効力は契約書に定める契約の履行開始日から生じるものとする。

令和8年 月 日

甲 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県

福島県知事 内堀 雅雄

乙

別記 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知するものとする。

3 乙は、特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）に関する内容を含む業務を行うに当たっては、当該業務に従事する者を明確化し、当該従事者以外の者には特定個人情報を扱わせないこととともに、当該従業者に特定個人情報の保護に関する研修等を行うなど、適切な教育を施すものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報（特定個人情報を除く。）を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

2 乙は、業務を行うために収集した特定個人情報については、番号法第19条各号（第8号を除く。）に掲げられたものについて甲が第三者への提供を指示した場合を除き、いかなるときであっても契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」等に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、甲より特定個人情報の取扱いの委託を受けた場合、業務に関して知り得た特定個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の特定個人情報の適切な管理のために法、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）」及び「同ガイドライン（別添1）特定個人情報に関する安全管理措置（行政機関等編）」の規定に基づき必要な措置を講じるとともに、当該特定個人情報を扱う従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報（特定個人情報を除く。次項において同じ。）を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

3 乙は、業務において特定個人情報を取り扱う場合は、甲の指定する場所で業務を行うとともに、漏えいすることがないよう厳重に保管しなければならない。

4 乙は、甲の指示により特定個人情報を持ち出しをする場合又は災害発生時その他の緊急かつやむをえない場合を除き、いかなる場合も甲の指定する場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報（特定個人情報を含む）の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

3 前項の場合において、甲が「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）」及び「同ガイドライン（別添2）特定個人情報の漏えい等に関する報告等（行政機関等編）」等に基づき必要な措置を講ずる場合には、乙は、甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について、実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が求める場合には定期的に報告をしなければならない。

3 特定個人情報の管理状況等の調査については、甲は第7の第3項の規定により指定した

場所等に立入って調査を行うことができる。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができ、乙はこの指示に従わなければならない。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

別記 2

各会計年度の委託料

会計年度区分	委託料	請求時期
令和 8 年度	円	令和 9 年 4 月
令和 9 年度	円	令和 10 年 4 月
令和 10 年度	円	令和 11 年 4 月
令和 11 年度	円	令和 12 年 1 月